

テーマ：「金利のある世界」における税務上の留意点

日銀金融政策決定会合にて、政策金利を 31 年ぶりに 1.0%とする利上げを決定しました。今後も継続的な利上げが見込まれる中、金利の上昇は税務にも影響します。

利率の上昇による税務上の影響

項目	内容	想定される影響
法人税 ・ 所得税	関連当事者間の貸付金	著しく低い利率による貸付けがあった場合の認定利息課税
消費税	非課税売上の増加に伴う 課税売上割合の減少	個別対応方式における共通対応課税仕入れ・一括比例配分方式により計算した仕入税額控除額の減少 (課税売上割合が 95%未満となる場合) ・ 全額控除方式の不適用 ・ 特定課税仕入れに係るリバースチャージ方式の適用 (課税売上割合が 80%未満となる場合) 資産に係る控除対象外消費税の資産計上

関連当事者間における貸付金利の設定

項目	代表的な算定方法
内国法人から内国法人への貸付け	貸付法人における外部金融機関からの調達金利 + 貸付法人の利ザヤとなるスプレッド 日銀が公表する貸出約定平均金利を参照した利率
内国法人から国外関連者への貸付け	貸出通貨の発行国におけるリスクフリー利率 + 貸出先国外関連者の信用格付等に基づくスプレッド
内国法人から役員・従業員等の個人への貸付け	貸付けた年分における利子税特例基準割合 (令和 8 年分は 1.3%)
役員から内国法人への貸付け	日銀が公表する貸出約定平均金利を参照した利率

お見逃しなく！

- ・ 100%の完全支配関係を有する内国法人間においては、適正利率ではないとして認定利息が生じた場合であっても、グループ法人税制の適用によりグループ全体における課税所得は一定となります。
- ・ 役員から内国法人への貸付けについては実務上利息を付していないことが多いですが、最近では役員からの経済合理性のない無利息貸付けについて、役員における雑所得として約定貸出平均利率にて認定利息課税を受ける裁決事例が散見されています。

出典：国税不服審判所，「公表裁決事例（令和 7 年 3 月 7 日裁決）」, 2026 年 7 月 30 日取得
<https://www.kfs.go.jp/service/JP/138/03/index.html>